

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

わたしたちの

令和5年4月
制度改正
対応版

介護保険

わかりやすい利用の手引き



もくじ

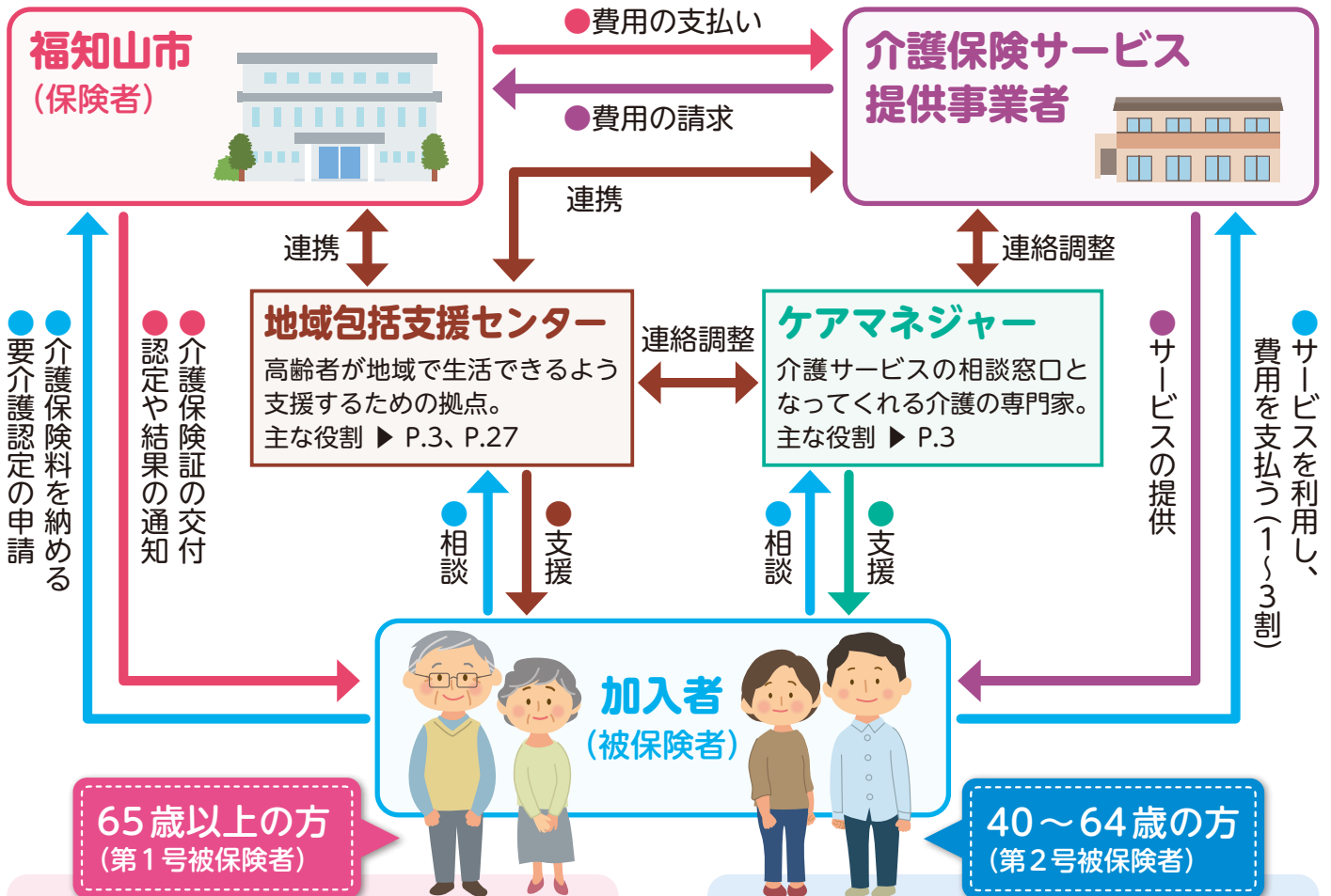
- | | | | |
|----|-----------------------|----|--------------|
| 2 | しくみと加入者 | 19 | 地域支援事業(総合事業) |
| 4 | 介護保険料の決まり方・納め方 | 22 | 費用の支払い |
| 8 | サービス利用の手順 | 27 | 地域包括支援センター |
| 12 | 介護保険サービスの種類と費用 | 28 | 認知症について |
| | ①自宅を中心に利用するサービス …… 12 | 32 | 事業所一覧 |
| | ②介護保険施設で受けるサービス …… 16 | | |
| | ③生活環境を整えるサービス …… 17 | | |

福知山市



介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

(▶ 要介護認定10～11ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、福知山市へ届け出をお願いします。

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときの対象となる病気(特定疾病)
- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 初老期における認知症
 - 脊髄小脳変性症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊柱管狭窄症
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
 - 後縦靭帯骨化症
 - 早老症
 - 脳血管疾患
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 多系統萎縮症
 - 閉塞性動脈硬化症

介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

○ 交付対象者

【65歳以上の方】

- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

【40～64歳の方】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

○ 必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するときなど

大切に
保管しま
しょう。



しくみと加入者

負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

○ 交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

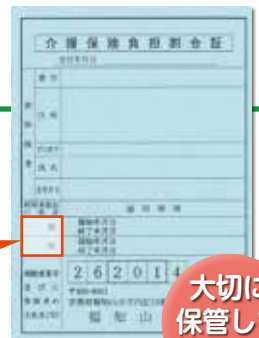
○ 必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

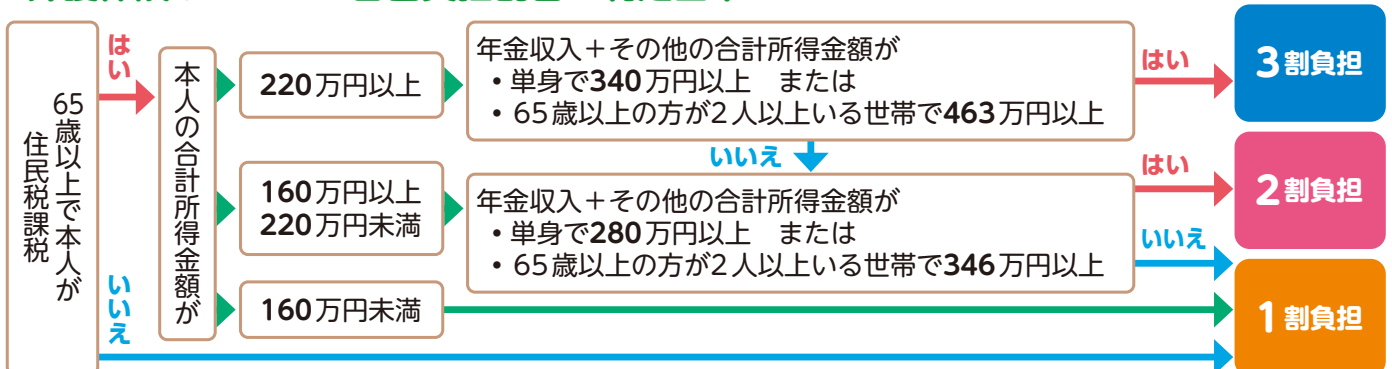
負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険証、負担割合証はイメージです。

大切に
保管しま
しょう。



■ 介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。▶ P.27

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など



地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等を中心に構成されています。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

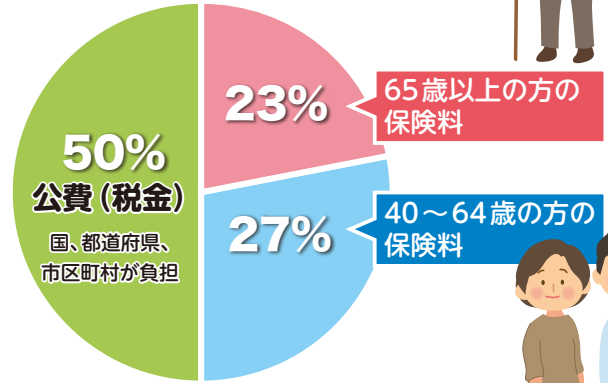
ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業所」等に所属しています。



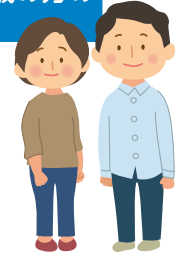
社会全体で介護保険を支えています



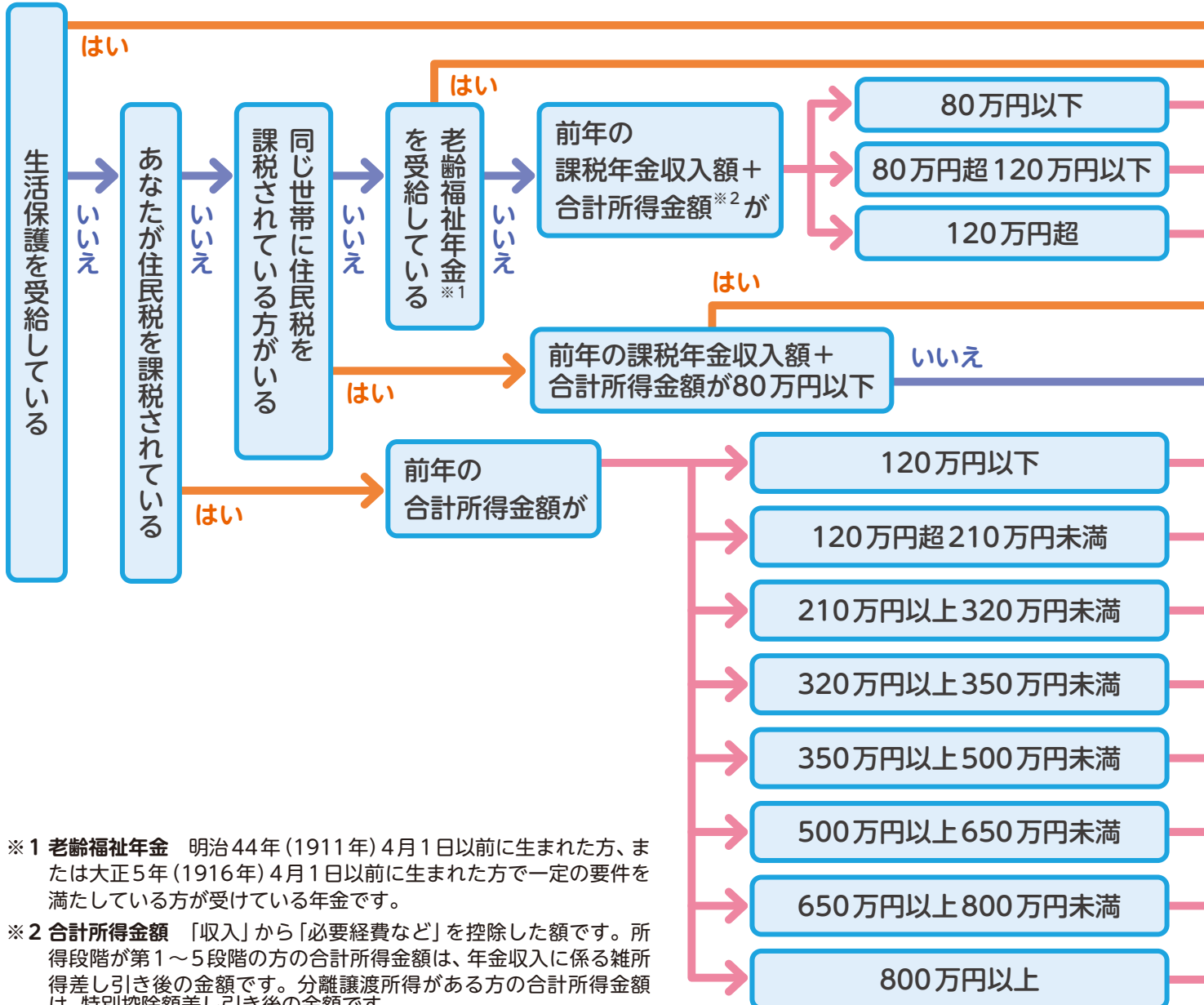
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。



介護保険の財源の内訳(令和3~5年度)
(このほかに利用者負担分があります)



あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1~5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

福知山市で必要な
介護保険サービスの総費用



65歳以上の方
の負担分 23%



福知山市に住む
65歳以上の方の人数



福知山市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **71,792円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 80万円以下の方	基準額 × 0.30	21,540円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{*2} の合計が 80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.425	30,520円
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.70	50,260円
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、 本人は住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.875	62,820円
第5段階	80万円超の方	基準額 × 1.00	71,800円 (基準額)
第6段階	120万円以下の方	基準額 × 1.20	86,150円
第7段階	120万円超 210万円未満の方	基準額 × 1.35	96,920円
第8段階	210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.55	111,280円
第9段階	本人が 住民税課税で 前年の 合計所得金額が 320万円以上 350万円未満の方	基準額 × 1.65	118,460円
第10段階	350万円以上 500万円未満の方	基準額 × 1.80	129,230円
第11段階	500万円以上 650万円未満の方	基準額 × 1.90	136,410円
第12段階	650万円以上 800万円未満の方	基準額 × 2.00	143,590円
第13段階	800万円以上の方	基準額 × 2.15	154,360円

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます



普通徴収

- 年間保険料を6月から翌年3月までの毎月(年10回)に分けて納めます。
- 福知山市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア等で納付期限までに納めてください。

口座振替が便利ね

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

手続き

- 1 介護保険料の**納付書**、**通帳**、**印かん(通帳届出印)**を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



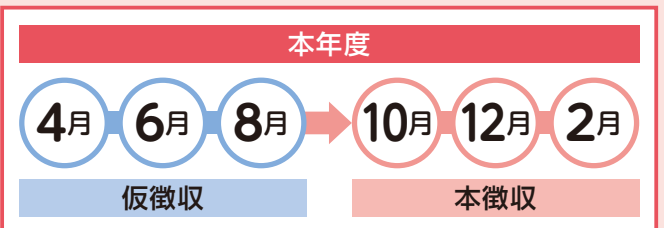
年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【引きさり】** になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて引きさりになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。

- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が引きさりになります。

特別徴収



こんなときは、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など



● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられることがあります。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

保険料の徴収猶予及び減免について

災害や世帯主(扶養者)の失業などで、一時的に保険料が支払えなくなった場合は、保険料の減免や徴収猶予(6か月以内)を受けられることがあります。

保険料段階が第2段階、第3段階で著しく生活が困難な方

保険料の所得段階が第2段階、第3段階(世帯全員が住民税非課税)の人で保険料減免の全ての要件に該当すれば、申請により減免になる制度がありますのでご相談ください。

- ①前年の世帯の年間収入合計額が140万円以下であること。
ただし、世帯員が2人を超える場合は、1人増すごとに42万円を加算した額以下とする。
- ②住民税課税者に扶養されていないこと。
- ③住民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ④資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められること。
(預貯金額が世帯で140万円以下であること)

※保険料の減免申請は、各年度ごとに必要です。

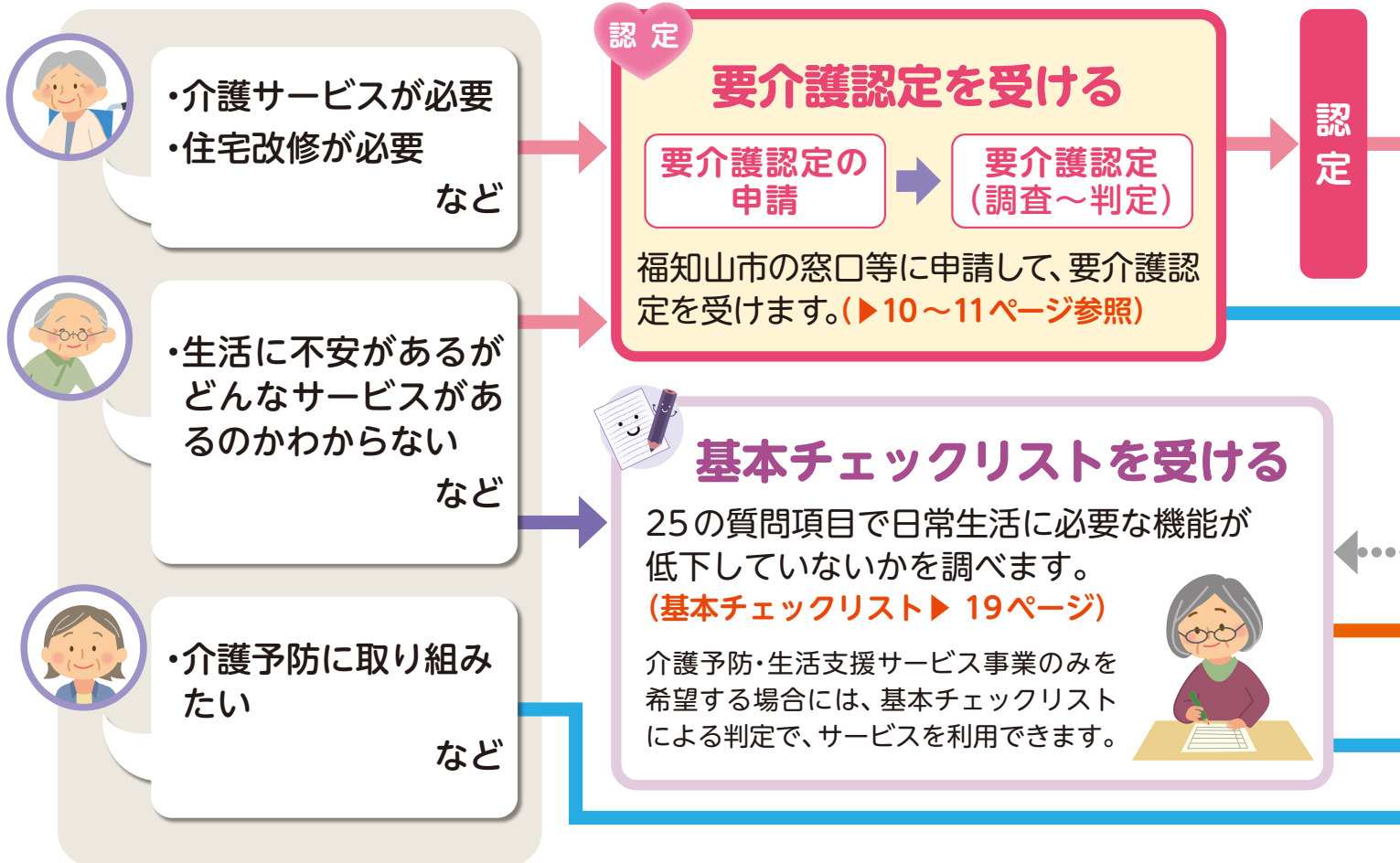
サービス利用の流れ サービスを利用する

1 相談する

福知山市の窓口で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。



●要介護認定の区分のめやす

区分	状態(事例)
要支援	1 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事で一部に何らかの支援が必要 ・排泄や食事はほとんど自分ひとりできる
	2 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事で何らかの支援が必要 ・複雑な動作や移動の動作に何らかの支援が必要 ・問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護	1 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事で何らかの介助が必要 ・問題行動や理解の低下がみられることがある ・認知症等により介護予防サービスの利用に係る適切な理解が困難
	2 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事で全般に何らかの介助が必要 ・問題行動や理解の低下がみられることがある

状態(事例)の補足:

- ・複雑な動作に何らかの支援が必要
- ・状態の維持・改善の可能性が高い
- ・複雑な動作や移動の動作に何らかの支援が必要
- ・心身の状態が安定していない
- ・複雑な動作や移動の動作に何らかの支援が必要
- ・排泄や食事に何らかの介助が必要

までの流れ

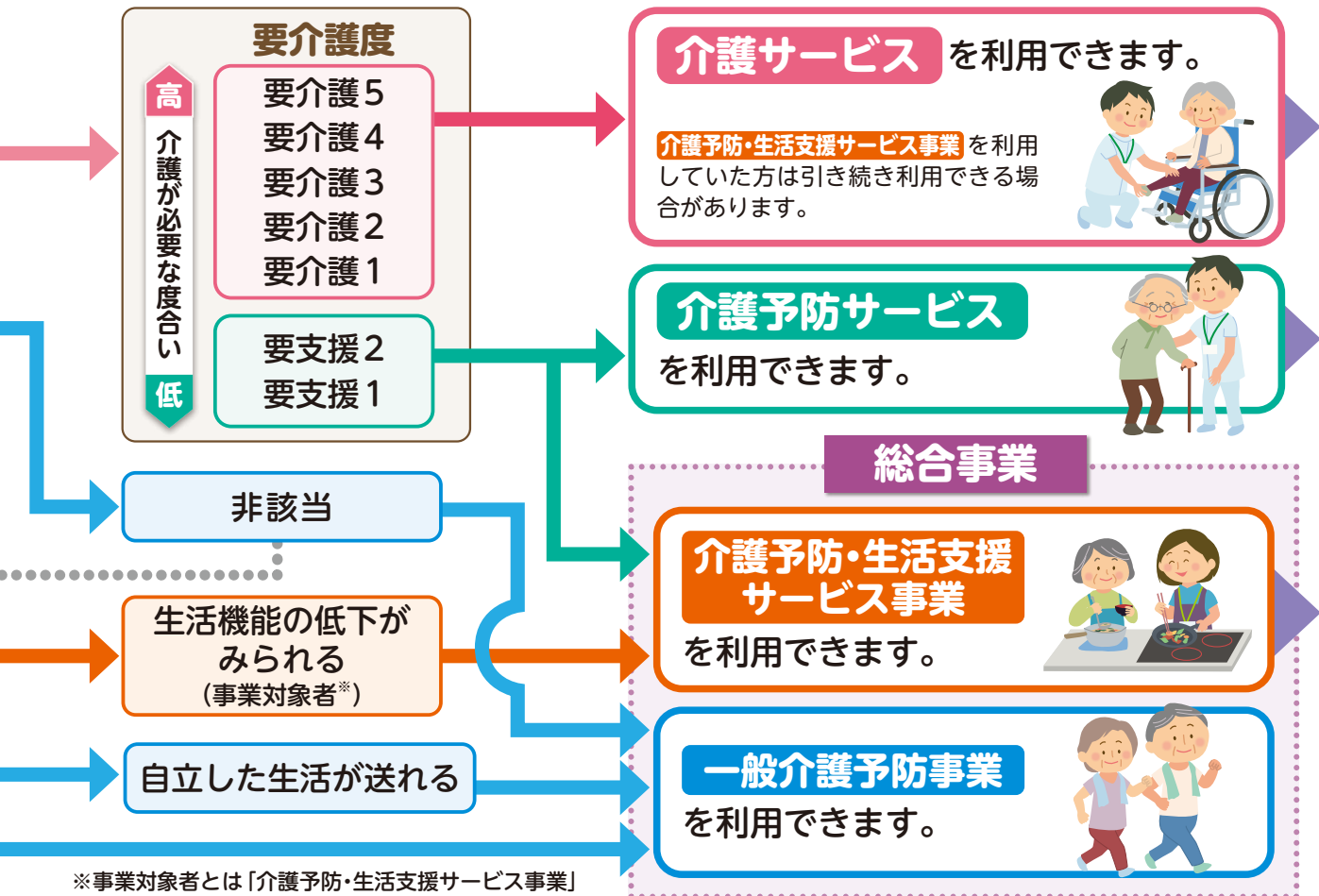
介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、福知山市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



*事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

サービス利用の手順
サービス利用の流れ②へ(▼8ページから)

区分	状態(事例)
要介護	3 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事が自分ひとりでできない ・複雑な動作や移動の動作が自分ひとりでできない ・いくつかの問題行動や理解の低下がみられる ・排泄が自分ひとりでできない
	4 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事がほとんどできない ・排泄がほとんどできない ・複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる
	5 <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの事がほとんどできない ・複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ・食事や排泄がほとんどできない ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

*上記はあくまでも、めやすであり、この状態の人が必ずしも、その介護度になるとは限りません。

サービス利用の流れ 要介護認定の

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。

「要介護認定」では、どれくらい介護保険サービスが必要かなどを判断します。

1 申請する

申請の窓口は福知山市高齢者福祉課・各支所です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含む)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- 申請書
福知山市高齢者福祉課、各支所の窓口にあります。市ホームページからのダウンロードも可能です。
- 介護保険証
- 健康保険証
- マイナンバーと身元確認書類

※くわしくは市の窓口にお問い合わせください

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

2 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

●一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。

○第三者行為(交通事故等)で介護サービスを受けるときは福知山市への届出が必要です。

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

市町村が支払った介護給付費が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、介護保険の第1号被保険者の方が交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受ける場合は、届出が必要となります。

交通事故等により要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は高齢者福祉課へ届出をお願いします。

手順

認定には有効期間があります

引き続き
利用するには「更新申請」
が必要です。

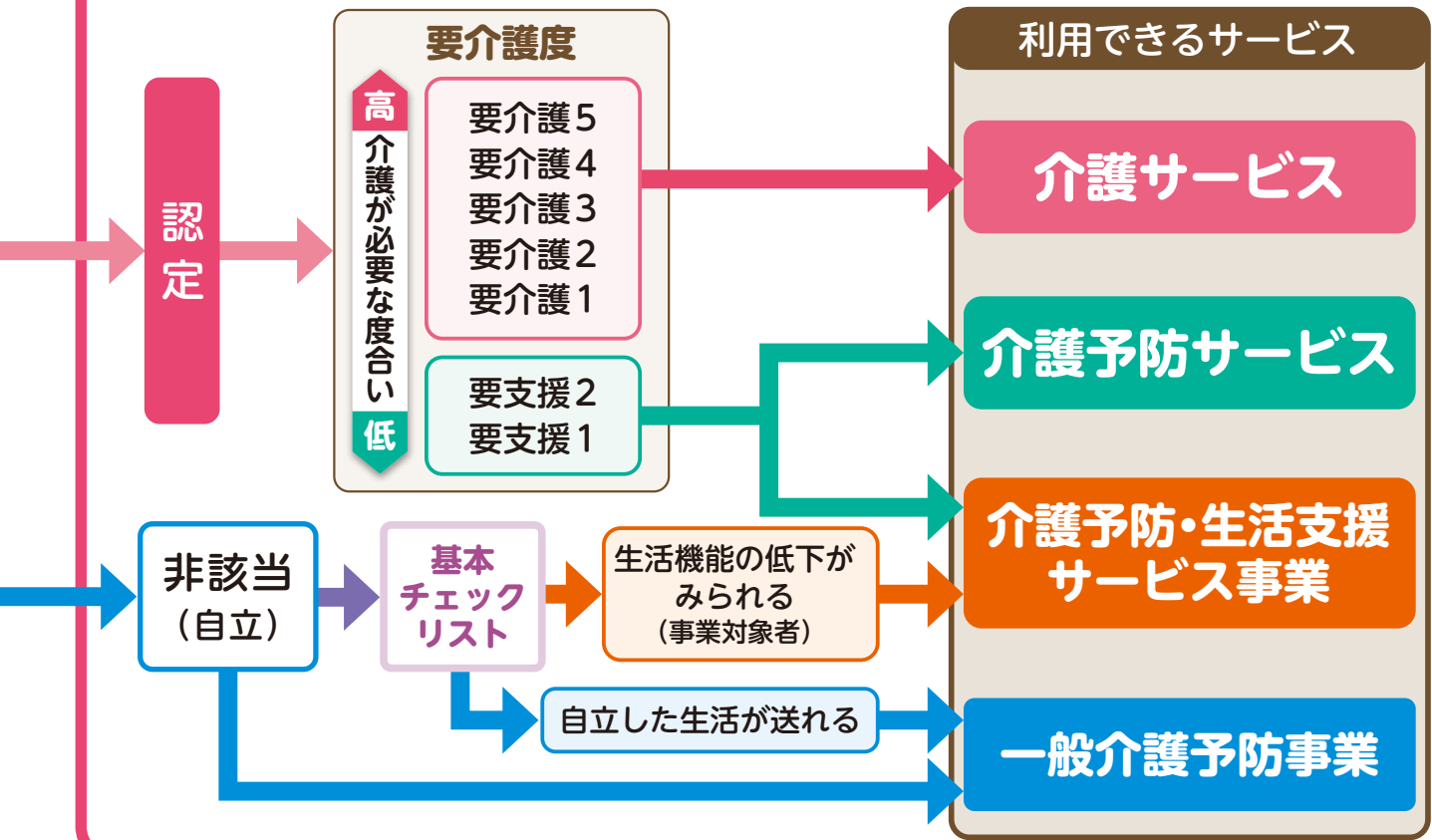
有効期間など要介護認定の結果は、介護保険証に記載されます。
有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください(介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の区分変更を申請してください)。



3 結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。(ただし、心身の状況の調査に日時を要する等の特別な理由がある場合は30日を越える場合があります。)
「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

サービス利用の手順



◇在宅サービス

ケアプラン作成を依頼、居宅介護支援事業所と契約 ⇒ ケアプラン作成 ⇒ サービス事業所と契約 ⇒ サービス利用開始

◇施設サービス

介護保険施設と契約 ⇒ ケアプラン作成 ⇒ 施設サービス利用開始

○障害者控除対象者認定

65歳以上の方で心身機能の低下が障害者等に準ずる状態であると福祉事務所長が認めた人は、障害者控除対象者認定書が発行され、障害者手帳などが交付されていなくても、年末調整や確定申告での税法上の障害者控除または特別障害者控除が受けられます。この認定を受けるためには、控除を受けようとする人(申告者)の申請が必要です。(すでに障害者手帳などが交付されている場合や、申告者が所得税・住民税非課税の場合は申請の必要はありません。)

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、福知山市にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

各サービスの種類の見方

利用できる要介護度を示します。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5
要支援 1・2

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,438円
要支援 2	6,948円
要介護 1	10,423円
要介護 5	27,117円

このマークは原則として福知山市の住民だけが利用できる「地域密着型サービス」であることを表します。

自己負担(1割)の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得などの状況により1割、2割、3割のいずれかです。(▶負担割合については、3ページ)

※自己負担のめやすは標準的なものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費などが別途負担となることがあります。

※自己負担のめやすは令和4年3月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護 1~5

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援 1・2

介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けを受ける

要介護 1~5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分~30分未満	250円
生活援助中心	20分~45分未満	183円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



ご注意ください!

- ・本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。
- ・同居する家族がいる場合は、生活援助についてはサービスの対象外になることがあります。



自宅で入浴の介助を受ける

要介護
1~5

要支援
1・2

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【1回あたり】

要支援 1・2	852円
要介護 1~5	1,260円



自宅で看護を受ける

要介護
1~5

要支援
1・2

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす【30分~1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	552円	792円
要介護 1~5	573円	821円



自宅でリハビリをする

要介護
1~5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------



お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護
1~5

要支援
1・2

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護
1~5

地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護と看護を利用
要介護 1~5	8,312円~29,601円



施設に通って受ける

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 8~9時間未満の利用の場合】

要介護 1~5	666円~1,162円
---------	-------------

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護 1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【8~9時間未満の利用の場合】

要介護 1~5	780円~1,360円
---------	-------------

施設に通ってリハビリをする

要介護 1~5 要支援 1~2 通所リハビリテーション【デイケア】 (介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5	757円~1,369円
---------	-------------

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円



認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護 1~5 要支援 1~2 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【8~9時間未満利用した場合】

要介護 1~5	1,024円~1,469円
---------	---------------

要支援 1	886円
要支援 2	989円



複合的なサービスを中心とした

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5 要支援 1~2 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に來てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,438円
要支援 2	6,948円
要介護 1	10,423円
要介護 5	27,117円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5 地域密着型サービス 看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に來てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1~5	12,438円~31,386円
---------	-----------------

※自己負担は1～3割です。自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】
(介護予防短期入所生活介護)



介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	596円	596円	696円	要支援 1	446円	446円	523円
要介護 5	874円	874円	976円	要支援 2	555円	555円	649円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※部屋のタイプについては▶P.16へ
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】
(介護予防短期入所療養介護)



介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	752円	827円	833円	要支援 1	577円	610円	621円
要介護 5	966円	1,045円	1,049円	要支援 2	721円	768円	782円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※部屋のタイプについては▶P.16へ
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

介護保険サービスの種類と費用

自宅から移り住んで利用する

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護
1～5

要支援
2

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【1ユニットの事業所の場合】

要支援 2	760円
要介護 1	764円
要介護 5	858円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護
3～5

地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護 3～5	803円～942円
---------	-----------



※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護 1~5 要支援 1~2 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	182円
要支援 2	311円
要介護 1	538円
要介護 5	807円

地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

要介護 1~5 地域密着型サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1~5	542円~813円
---------	-----------



② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。



介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護 3~5 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護 5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護 5	約27,750円	約30,090円	約30,270円



病院での療養が中心の施設

要介護 1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護 5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

居室(部屋のタイプ)について

従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

③生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。
福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、ケアマネジャー等によく相談しましょう。



生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 <small>(はいかい)</small> ・移動用リフト	✕	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。(事業者によって貸し出し料は異なります)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

要介護
1～5

要支援
1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)



購入費支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 移動用リフトのつり具の部分
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 排せつ予測支援機器
- 自動排せつ処理装置の交換部品

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

介護保険サービスの種類と費用



生活する環境を整える

より安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護
1~5

要支援
1-2

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか福知山市高齢者福祉課に相談しましょう。また、住宅改修を行うためには、高齢者福祉課への事前申請が必要です。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円 (原則1回限り)

20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

手続きの流れ

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・承認申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(氏名・日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

- 市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 市区町村の窓口を支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(氏名・日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの) 等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7~9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



自分らしい生活をするために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** の訪問型サービスBを利用していた方が要介護1～5となったとき、本人が希望し、福知山市が必要と判断すれば、引き続き利用できます。

総合事業を利用するには

最寄りの地域包括支援センター、各支所、高齢者福祉課へご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組みればよいかがわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- | |
|------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか |
| <input type="checkbox"/> 6か月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか |
| <input type="checkbox"/> 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか |
| <input type="checkbox"/> 週に1回以上は外出していますか |
| <input type="checkbox"/> 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか |

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。

いつまでも自分らしい生活をするためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
- 介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスBを利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、福知山市が必要と判断した方 ※一部サービスに限ります。

訪問型サービス

+ 通所型サービス

基本3か月
最大6か月

■短期集中介入サービスC

心身機能・生活機能等の低下がみられるが、短期間に集中的に支援を行うことにより改善が見込まれる人を対象に、期間を限定して心身機能・生活機能の改善・向上を目的としたサービスを、通所型および訪問型を組み合わせ実施します。心身の状態に応じて、訪問型のみ利用も可能です。

- 利用期間 基本3か月、最大6か月
- 利用料 無料

【通所型】

実施会場へ通い、機能低下の状況に応じて専門スタッフが提案する運動プログラムに参加します。

●実施内容

- ・健康チェック
- ・集団運動プログラム
- ・個別運動プログラム
- ・体力測定（開始、終了時のみ）等

- 利用回数 週1回（12～24回）
- 実施会場 旧市域、旧3町内の各1箇所（計4箇所）
- 送迎 あり

【訪問型】

リハビリテーション専門職が自宅を訪問して、生活する上で困っている動作がないかを確認し、アドバイスや指導を行います。

●実施内容

- ・自宅内の住環境整備に関する助言
- ・自宅およびその周辺での日常生活動作練習・日常生活関連動作の練習
- ・自宅で継続可能な自主練習の指導 等

- 利用回数 通所型サービス利用中に4～6回程度

訪問型サービス

■訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。

- 利用回数 週1～3回
- 利用料 月額で、利用回数により異なります。

要介護度	自己負担（1割）のめやす
要支援1・2（週1回程度の利用）	1,176円/月
要支援1・2（週2回程度の利用）	2,349円/月
要支援2（週3回を超える利用）	3,727円/月

■訪問型サービスA

ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）を行います。

- 利用回数 週1～3回
- 利用料 月額で、利用回数により異なります。

要介護度	自己負担（1割）のめやす
要支援1・2（週1回程度の利用）	1,129円/月
要支援1・2（週2回程度の利用）	2,255円/月
要支援2（週3回を超える利用）	3,578円/月



■訪問型サービスB

住民団体等が主体となって提供するサービスで、地域の住民ボランティアが訪問し、ゴミ出し、掃除、草ひき、雪かきなどを行います。

- 対象地域 一部地域で実施
- 利用料 内容や地域により異なります。

通所型サービス

■通所介護相当サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、健康管理や食事の提供、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。

- 利用回数 週1～2回
- 送迎 あり
- 利用料 月額で、要介護度により異なります。

要介護度	自己負担（1割）のめやす
要支援1	1,672円/月
要支援2	3,428円/月

一般介護予防事業

■体操指導者の育成・フォローアップ

体操指導者の増員やスキルアップを目指して、育成等を行います。

- 実施内容 体操指導者の育成・フォローアップ講座を開催
- 対象者 市内在住で、体操指導者として活動を希望する人
- 申込方法 高齢者福祉課までお問い合わせください。



■体操指導者の派遣（出向き型事業）

地域活動団体が行う貯筋体操教室に、体操指導者を派遣します。

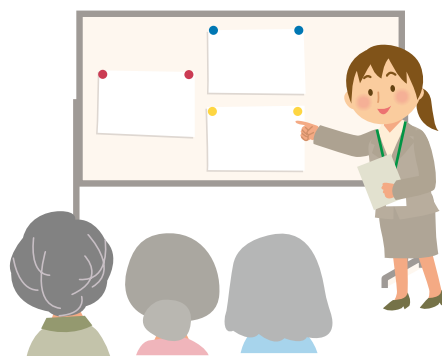
- 実施内容 福知山市オリジナル介護予防体操「貯筋体操」を実施（1時間程度）
 - 対象者 市内在住の65歳以上の高齢者を含む団体
 - 利用料 1,500円/回（3,000円の1/2補助）
 - 実施会場 団体が希望する場所
- ※モデル団体募集中！（モデル的に、毎週1回・3か月間以上継続して取り組まれる団体には、3か月間の利用料を無料とします）



■普及啓発事業

地域活動団体が行う活動に、専門職等を派遣し、健康づくり・介護予防、認知症予防等に関する知識の普及啓発を行います。

- 実施内容 団体の希望により、健康づくり、認知症予防、口腔、栄養等の講座を開催
- 対象者 市内在住の人
- 利用料 無料
- 実施会場 団体が希望する場所



■^{けんこう}健幸いきいき倶楽部（集約型事業）

健康づくり・介護予防、認知症予防のため、市が指定する会場で貯筋体操教室を開催します。

- 実施内容 福知山市オリジナル介護予防体操「貯筋体操」を実施（1時間程度）
- 対象者 市内在住の65歳以上
- 利用料 無料

※自宅等から貯筋体操教室に参加できるよう、Zoomを活用したオンライン体操教室も開催します。詳細は、高齢者福祉課までお問い合わせください。



費用の支払い

● 介護保険サービスの利用には上限額があります

介護保険サービスは、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限(利用限度額)が設けられています(右表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ 主な在宅サービスの利用限度額(1か月)

要介護度	利用限度額	要介護度	利用限度額
要支援 1	50,320円	要介護 1	167,650円
要支援 2	105,310円	要介護 2	197,050円
		要介護 3	270,480円
		要介護 4	309,380円
		要介護 5	362,170円

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

※介護保険からは、国が示した標準的な金額と各施設が設定した金額を比較し、低い方の額と負担限度額との差額を給付します。

※負担軽減がない方でも、特例で利用者負担第3-①、②段階になる場合があります。(特例減額措置)

● 手続き等についてご注意いただくこと

- 平成27年度の介護保険法改正により、負担限度額認定の申請書様式及び添付書類等の申請手続きが変更になりました。(申請書に配偶者の有無や預貯金額等の申告記載欄の新設や添付書類として預貯金等の通帳の写し及び預貯金調査の同意書の提出など)
- 審査については本人の申告に基づき行いますが、市は金融機関への照会を行うことがあります。偽りの申告等による不正受給に対しては、給付した特定入所者介護サービス費の額の返還に加えて、加算金を課すペナルティが設けられています。

● 社会福祉法人等による生計困難な人に対する利用者負担の軽減

生計が困難な方が、社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に、その利用者負担等が軽減される制度です。

対象となる方	軽減割合
世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	介護保険の利用負担額(1割負担分)、食費及び居住費を50/100軽減
生活保護受給者(介護保険の被保険者でない者を含む)	個室の居住費にかかる利用者負担額を100/100軽減
上記以外の方で、次の要件を全て満たす、特に生計困難な方 <ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税であること ●年間収入が単身世帯で150万円以内(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以内) ●預貯金額等が単身世帯で350万円以内(世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以内) ●日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ●負担能力のある親族等に扶養されていないこと ●介護保険料を滞納していないこと 	介護保険の利用負担額(1割負担分)、食費及び居住費を25/100軽減

対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のもの)

※特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)の対象外となる施設入所者等(介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護のサービスを受給している方)の食費及び居住費は社福軽減制度の対象外となります。

● 訪問介護等を利用される人の利用者負担の軽減

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、生活保護法による被保護世帯の境界層該当として定率負担額が0円となっている方の利用者負担を軽減します。

対象者	軽減内容
年齢が65歳に到達する日以前のおおむね1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人で、年齢が65歳に到達したことで介護保険の対象となった要介護者等	0% (全額免除)
特定疾病によって生じた身体又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの方	ただし、障害者総合支援法における境界層の該当でなくなった場合、以後は軽減対象とならない

対象となるサービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）

● 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減

社会福祉法人等で離島等地域にある事業所が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）は、15%の割増になるため、利用料を軽減するものです。

対象者	軽減内容
利用者本人が住民税非課税で、離島等地域にある事業所の訪問介護等を利用した場合	15%の特別地域加算をされた介護報酬について、利用者負担を10%から9%に軽減

※離島等地域の特別地域加算対象地域…金山、三岳、金谷、雲原、三和町全域、夜久野町全域、河守上、河東、有路下

※この制度が利用できる市内の申出対象事業所は岩戸ホームです。

※この制度は、他の軽減制度と併用はできません。

● 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減

社会福祉法人等で中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）は、10%の割増になるため、利用料を軽減するものです。

対象者	軽減内容
利用者本人が住民税非課税で、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所の訪問介護等を利用した場合	10%の加算をされた介護報酬について、利用者負担を10%から9%に軽減

※中山間地域等の加算対象地域…福知山市全域です。

※小規模の事業所…(例) 訪問介護の場合、訪問回数が200回以下/月の事業所です。

※この制度は、他の軽減制度と併用はできません。

● 高額介護サービス費 (利用料の自己負担額が高額になった場合)

1 か月間の介護サービス利用料 (利用者 1 割から 3 割負担分) が一定額以上となった場合に払い戻します。(施設サービス等の食費、居住費、日常生活費、在宅サービスの福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担額については高額介護サービス費の対象となりません。)

自己負担の限度額 (月額)

区分	限度額
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上の方	140,100 円 (世帯)
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 (年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満) の方	93,000 円 (世帯)
住民税課税世帯で課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満の方	44,400 円 (世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600 円 (世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方等	24,600 円 (世帯)
	15,000 円 (個人)
生活保護受給者の方等	15,000 円 (個人)

高額介護サービス費の支給申請は、原則として一度の申請で足りります。申請時に、被保険者証、振込みを希望する金融機関口座が分かるものが必要です。

※申請日より過去 2 年以内の利用分について、さかのぼって払い戻しを受けることができます。

※同一世帯の利用者が支払った 1 か月ごとの利用者負担額の合計が上限を超えた場合も対象になります。

※振込口座等の変更が生じた時は、再度の申請が必要です。

● 高額医療合算介護サービス費 (介護と医療の自己負担が高額になった場合)

介護サービス利用料が高額になった場合は介護保険から月額の限度額を超える分が「高額介護サービス費」として支給され、医療費が高額になった場合は国保や社保などの医療保険から月額の限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されています。

さらに、自己負担額を軽減するために、同一世帯で介護サービス利用料と医療費の両方の自己負担が高額になった場合に、両方の制度の自己負担限度額を適用したうえで、それぞれの自己負担額を合算し、定められた年額の限度額を超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

通常の高額介護サービス費とは、制度が異なるため、別に申請が必要です。

介護サービス利用料が高額になった場合
(介護保険) 月額の限度額を超えた分が
「高額介護サービス費」として支給されます。

医療費が高額になった場合
(国保や社保など) 月額の限度額を超えた分が
「高額療養費」として支給されます。

介護サービス利用料と医療費の両方が高額になった場合それぞれの自己負担を合算して、
年額の限度額を超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

● 支給対象者要件などは次のとおりです

支給対象者	医療保険・介護保険の両方の自己負担額がある場合で、国保は世帯主に支給し、社保等・後期高齢者医療及び介護保険では被保険者に支給
支給対象期間	1年間(8月1日～翌年7月31日)の合計
支給額	期間内の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、世帯の負担限度額を超えた額 ・世帯の1か月の自己負担額は、高額療養費、高額介護サービス費の支給額を控除する。 ・高額療養費、高額介護サービス費の支給が未申請の場合は、これらを支給したものと仮定した自己負担額を対象とする。

※合算は世帯ごとに行います。ただし同一世帯でも、国保、社保、後期高齢者医療では、それぞれ別計算します。

● 所得や年齢に応じて限度額が違います

高額医療合算介護サービス費の限度額は所得や年齢に応じて異なります。表の限度額(年額)を超えたときに、その超えた額について、医療保険と介護保険で自己負担した金額に応じて支給額を按分した金額で、医療保険と介護保険からそれぞれ支給されます。(別表1、2)

ただし、限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

(別表1)

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分		限度額
現役並み所得者	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)		56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)		19万円

別表1の所得区分表

現役並み所得者	同一世帯に一定以上(課税所得145万円以上)の所得がある70歳以上の人または後期高齢者医療制度の対象者がいる方 (例)単身世帯の場合(年金+給与収入等)年収383万円以上
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の人 (例)年金受給額80万円以下など
一般	上記以外の人

(別表2)

世帯の負担限度額

所得区分	社会保険等または国民健康保険+介護保険(70歳未満)
基礎控除後の所得が901万円超	212万円
基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下	141万円
基礎控除後の所得が210万円超～600万円以下	67万円
基礎控除後の所得が210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように総合的に支援します。

以下のような業務をしていますので、お近くのセンターにお気軽にご相談ください。

さまざまな相談事（総合相談）

高齢者の介護や生活に関する心配ごとなど、どこに相談してよいか分からずお困りの場合は、まずご相談ください。サービスの紹介や調整、制度の利用につなげる等の支援を行ないます。

権利擁護（虐待の防止・早期発見）

高齢者が安心して暮らしていけるよう、虐待に関する相談や連絡・通報、認知症などで判断能力が低下している人への成年後見制度などの活用を支援します。

高齢者支援ネットワーク

ケアマネジャー、医療機関、老人福祉施設など高齢者にかかわっている関係機関と連携して、高齢者を支援するためのネットワークづくりをすすめます。

要支援1・2と認定された人への支援

要支援1・2の人が、サービスを利用するためのケアプランを作成し、適切なサービスが受けられるように支援します。

認知症に関する取り組みも行っています！

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症カフェの紹介
- ・認知症ケアパスの設置
- ・SOSネットワーク事前登録制度の申請受付 等

名 称	所 在 地	電話番号・FAX番号
南陵地域包括支援センター	内記13-1(市役所1階地域包括ケア推進課)	電話 48-9252 FAX 22-9073
桃映地域包括支援センター	内記13-1(市役所1階地域包括ケア推進課)	電話 48-9525 FAX 22-9073
日新地域包括支援センター	前田1661-11	電話 45-3227 FAX 45-3073
成和地域包括支援センター	拝師446(成和地域公民館内)	電話・FAX 45-3906
川口地域包括支援センター	野花870(川口地域公民館内)	電話・FAX 45-3904
六人部地域包括支援センター	多保市162-2(六人部地域公民館内)	電話・FAX 45-3905
夜久野地域包括支援センター	夜久野町額田19-2(夜久野ふれあいプラザ内)	電話 37-1108 FAX 37-5002
三和地域包括支援センター	三和町千束515(三和支所内)	電話 58-3010 FAX 58-3013
大江地域包括支援センター	大江町河守285(大江支所内)	電話 56-1106 FAX 56-2018

認知症を正しく理解しましょう

認知症って
どんな
病気？

認知症は、加齢によるもの忘れがひどくなった状態や心の病気と混同されがちですが、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりすることで、生活する上で支障が出てくる状態のことをいいます。認知症は、誰にでもおこりうる「脳の病気」です。加齢によるもの忘れや心の病気と混同されることもあるので、心配なときはかかりつけ医を受診しましょう。

▼認知症と老化によるもの忘れとの違い

認知症

物忘れの自覚がない



ご飯を食べたことなど体験したこと自体を忘れる



判断力が低下する

ど、どうしようっ！



時間や場所、人との関係が分からなくなる

どちらさんかね？



老化によるもの忘れ

物忘れの自覚はある



ご飯のメニューなど体験の一部を忘れる



判断力の低下は見られない

大変！消し忘れていたわ！



時間や場所、人との関係などは分かる

あなた確かお隣の...えーと



認知症の
サインに
気づいたら

認知症は原因によっては、早期に発見して適切な対応をとることで治療や進行を抑えることが可能です。認知症のサインに気づいたら早急に「もの忘れ外来」や「認知症外来」を行っている専門医もしくはかかりつけ医に相談しましょう。

認知症を 予防する ために

生活習慣病を予防・改善することは、認知症の原因であるアルツハイマー病や脳血管障害を防ぐのにも効果的であることが分かってきています。また、活動的な生活を心がけて脳に刺激を与えることも大切です。

バランスよく食べましょう

塩分や脂質のとりすぎに注意して、肉や魚、野菜などバランスのとれた食事を心がけましょう。また、栄養不足は老化を促進してしまいます。

食べすぎは禁物ですが、栄養不足にも注意しましょう。



体を動かす習慣をつけましょう

体を動かすことで、脳への血流が増え、脳細胞の活性化につながると言われています。

ウォーキングなどの有酸素運動は肥満や生活習慣病の予防にも効果的です。1日30分以上・週3回のウォーキングをめやすに行いましょう。



脳を活発に使う生活をしましょう

本や新聞などを読む、日記をつける、旅行の計画を立てて実行するなど、頭を使って脳に刺激を与える生活を心がけましょう。

地域活動へ参加して人との交流を続けることや、趣味に打ち込むことも大切です。



休養も大切です

体だけでなく、脳の休養も大切です。1日30分程度の昼寝はアルツハイマー病の予防に効果的です。

長時間の昼寝は逆効果なので注意！



禁煙をこころがけましょう

たばこは動脈硬化を進め脳血管障害を引き起こすほか、アルツハイマー病の原因にもなることが分かっています。

そのほか、喫煙を続けることで肺がんや呼吸器疾患、歯周病などの健康リスクが増えています。



歯みがき・口の中のケア

歯みがきや、入れ歯の手入れをしっかりと、健康な歯を保つことは認知症予防にもつながります。

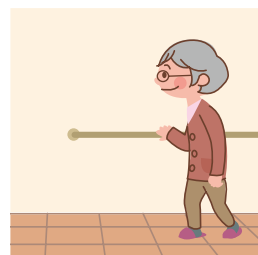
よく噛んで食べることは脳に刺激を与えるうえに、血糖値の上昇が抑えられて生活習慣病予防にも！



寝たきりにならないための転倒防止

高齢者は転倒による骨折から寝たきりになり、生活が不活発になることで認知症を招いてしまうことがあります。

転びにくい服選びや家の中の段差の解消など転倒予防を心がけましょう。また乳製品などカルシウム豊富な食品をとり骨折しづらい体づくりを心がけることも大切です。



認知症の方への接し方

認知機能が低下することで、いろいろなことが分からなくなっているようでも、その人らしさや感情が無くなっているわけではありません。関わり方次第では介護者を悩ませる周辺症状の多くを和らげることができます。

ポイント

①気持ちによりそい 自尊心を傷つけない



まずは「そうですね」と一度受け入れることから始めましょう。

②本人のペースにあわせる



環境が変わることは症状を悪化させると言われています。なじみの環境を保つことも大切です。

③笑顔でにこやかに接する



認知症の方の抱える不安をやわらげ、寂しい思いをさせないためにスキンシップも大切です。

具体的な例

●言ったことや聞いたことが覚えられない

- ・記憶障害が主な症状であることを周りが理解する。
- ・同じ話であることを指摘したり、修正しようとしたりしない。



●できないことが増えてくる

- ・ゆっくり短い言葉で一言ずつ言う。
- ・声掛けをし、なるべく自分でできることはしてもらい、自信をつけてもらう。
- ・近所や周囲にあらかじめ状況を話し、理解や協力を得る。



●普段の生活の中で

- ・物の置き場所が分からなくなったときは、責めたりせずに一緒に探す。
- ・物や部屋の位置が分かるようにメモを貼る。
- ・薬の飲み忘れがある場合、薬をカレンダーに貼る、薬カレンダーを利用する。



※福知山市認知症ケアパスより抜粋。詳しくは、地域包括支援センター（P.27）にご相談ください。

認知症の介護に絶対はありませんし、今日うまくいった対応が明日もうまくいくとは限りません。「こうすべき」、「こうしてはいけない」とあまり思い込まずに関わり方のヒントとして参考にしてください。

福知山市内の 指定居宅介護支援事業所 (ケアマネジャーがいる事業所)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)
岩戸ホーム	620-0984 字猪野々31番地の1	33-3155
福富士会居宅介護支援事業所(京都ルネス病院)	620-0054 末広町4丁目13番地	22-3550
コアライフ	620-0058 字厚235番地	23-0255
厚ニコニコハウス	620-0056 厚中町200番地	23-2515
居宅介護支援事業所ほっぷ	620-0063 荒河新町82番地	21-4389
居宅介護支援事業所さくら苑	620-0879 字堀3374番地	22-2120
三愛荘居宅介護支援事業所	620-0017 字猪崎25番地の1	23-3580
サンヒルズ紫豊館	620-0962 字榎原180番地の2	34-0557
京都保健会ほっとステーションきぼう	620-0808 土1番地	20-4157
ニコニコ介護支援ルーム	620-0913 字牧250番地の5	33-3770
駅南ニコニコハウス	620-0940 駅南町2丁目270番地	23-2166
空心福祉会ケアプランセンター	620-0000 字天田14番地の1	25-1145
福知山市居宅介護支援事業所ほほえみの里	620-0845 字長田小字松山下238番地の4	27-0800
福知山市社会福祉協議会	620-0035 字内記10番地の18	23-1333
ミストラル介護センター	620-0851 字長田大野下2737番地の12	20-2230
栄光サービスセンター	620-0035 字内記48番地の7	22-1272
居宅介護支援センター豊の郷	620-0952 字大門900番地	23-4072
京都生協福祉事業部福知山 ホームヘルプサービスセンター	620-0940 駅南町2丁目270番地 駅南ニコニコハウス2階	24-2165
コスモライフ北京都	620-0933 東羽合町173番地	25-1875 フリーダイヤル 0120-70-2948
居宅介護支援センター元気(令和5年6月以降廃止)	620-0867 字前田1130番地の1	27-5211
ニチイケアセンター福知山(令和5年5月以降廃止)	620-0054 末広町6丁目4番地 福井ビル1F	25-3437
福知山市社会福祉協議会三和支所	620-1442 三和町千束515番地	58-3713
夜久野介護センター	629-1322 夜久野町平野1030番地	38-1035
ハートケア居宅介護支援事業所	629-1304 夜久野町額田1393番地の1	37-1080
大江在宅介護支援センター	620-0324 大江町二俣1607番地	56-1985
訪問看護ステーションおおえ	620-0301 大江町河守186番地	56-0101
ケアプランセンターかなや三丁目	620-0303 大江町金屋724番地	56-5000
居宅介護支援センターみわの里	620-1442 三和町千束375番地	59-2555

- 令和5年4月現在、福知山市内の指定事業所をあげています。
- これ以外にも、市外の施設や事業所でも申請の代行等を依頼することができます。
- 市の高齢者福祉課や各支所でも申請を受け付けます。
- 指定事業者は増減することがあります。最新の指定業者の情報は、市の高齢者福祉課に確認ください。(☎0773-24-7013)

福知山市内の 介護保険サービス事業所

■在宅 訪問系(予防サービス含む)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	訪問介護当サービス	訪問型サービスA
京都保健会ほっとステーションきぼう	620-0808 字土1番地	20-4155			●			
ニチケアセンター福知山	620-0054 末広町6丁目4番地 福井ビル1F	25-3437	●					
福知山市社会福祉協議会訪問介護事業所	620-0035 字内記10番地の18	23-1333	●				●	●
// 訪問入浴介護事業所	620-0035 字内記10番地の18	23-1333		●				
栄光サービスセンター	620-0035 字内記48番地の7	22-1272	●				●	●
福富士会訪問リハビリテーション(京都ルネス病院)	620-0054 末広町4丁目13番地	22-3550				●		
アサヒサンクリーン 在宅介護センター福知山	620-0940 駅南町3丁目101 アルファユービルA号	24-2250		●				
市立福知山市民病院	620-0056 厚中町231番地	22-2101				●		
三愛荘指定訪問介護事業所	620-0017 字猪崎25番地の1	23-1690	●				●	●
ニコニコハウスヘルパーステーション	620-0913 字牧250番地の5	33-3770	●				●	●
訪問看護ステーションすまいる	620-0913 字牧490番地 渡辺医院2階	33-0303			●			
サンヒルズ紫豊館	620-0962 字榎原180番地の2	34-0557	●				●	●
岩戸ホーム	620-0984 字猪野々31番地の1	33-3155	●				●	
訪問看護ステーションいわと	620-0984 字猪野々31番地の1	33-3155			●			
ミストラル介護センター	620-0851 字長田大野下2737番地の12	20-2221	●				●	●
ミストラル福知山西 (令和5年5月1日よりミストラル介護センターに統合)	620-0055 篠尾新町2丁目98	22-2800	●				●	●
京都生協福祉事業部福知山 ホームヘルプサービスセンター	620-0940 駅南町2丁目270番地 駅南ニコニコハウス2階	24-2165	●				●	
コアライフ	620-0058 字厚235番地	23-0255	●				●	●
福知山市社会福祉協議会三和支所 訪問介護事業所	620-1442 三和町千束515番地	58-3713	●				●	●
訪問看護ステーションほっぷ	620-0063 荒河新町82番地	21-4389			●			
訪問看護ステーションみわの里	620-1442 三和町千束375番地	58-3101			●			
福知山市社会福祉協議会夜久野支所	629-1322 夜久野町平野1030番地	38-0611	●				●	●
ハートケア訪問看護ステーション	629-1304 夜久野町額田1394番地の1	37-0033			●			
訪問看護ステーションおおえ	620-0301 大江町河守186番地	56-0101			●			
福知山市社会福祉協議会大江支所	620-0301 大江町河守252番地	56-0224	●				●	●
訪問看護ステーションいすず	620-0324 大江町二俣1607番地	56-1981			●			
町の訪問かいご屋さん あず鬼	620-0342 大江町南有路1393番地	21-6214	●				●	●
こもれび	620-0846 字長田785番地	27-6508			●			
訪問リハビリテーション「さくら苑」	620-0879 字堀小字大岩谷3374番地	22-2120				●		
南風訪問介護事業所	620-0888 字堀小字宮ノ下 2415番地の6	25-1234	●				●	●

事業所一覧

■在宅 通所系・短期入所 (予防サービス含む)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	通所介護当サービス
特別養護老人ホームにれの木園	620-0000 字天田14番地の2	24-1015			●		
にれの木園デイサービスセンター (令和5年4月より休止)	620-0000 字天田14番地の2	24-0189					●
老人保健施設さくら苑	620-0879 字堀3374番地	22-2120	●			●	
通所リハビリテーションあすろ	620-0879 字堀3374番地	23-7177		●			
三愛荘指定通所介護事業所	620-0017 字猪崎25番地の1	23-2346	●				●
特別養護老人ホーム三愛荘	620-0017 字猪崎25番地の1	23-1436			●		
ニコニコハウスデイサービスセンター	620-0913 字牧250番地の5	33-3770	●				●
土ニコニコハウスデイサービスセンター	620-0808 字土60番地	20-2515	●				●
フィットネス型デイサービスえむずケア	620-0055 篠尾新町1丁目75番地	24-3939					●
駅南ニコニコハウス	620-0940 駅南町2丁目270番地	23-2166	●				●
南風デイサービスセンター	620-0940 駅南町2丁目265番地	22-3306					●
リハビリデイサービスたけのこ福知山店	620-0055 篠尾新町2丁目85	22-8900					●
老人保健施設第一緑風苑	620-0856 土師宮町2丁目173番地	27-6100		●		●	
デイサービス豊の郷	620-0952 字大門900番地	23-4072	●				●
ショートステイ豊の郷	620-0952 字大門900番地	23-4072			●		
サンヒルズ紫豊館	620-0962 字榎原180番地の2	34-0557	●		●		●
岩戸ホーム	620-0984 字猪野々31番地の1	33-3155	●		●		●
ショートステイきらら	620-0212 字行積141番地	36-0255			●		
厚デイサービスセンター	620-0059 厚東町74番地の1	22-5000	●				●
ミストラルもえぎの里	620-0801 字戸田743番地の4	27-4844	●				●
清水の園デイサービスセンター	620-0933 東羽合町127番地の2	25-4460	●				
福知山市デイサービスセンターほほえみの里	620-0845 字長田小字松山下238番地の4	27-0800	●				●
晴風ショートステイ	620-0836 字大内3173番地の1	20-2750			●		
デイサービス プラトー	620-0855 土師新町2丁目86番地の2	20-1077					●
えるむショートステイ	620-0947 旭が丘92番地の2	45-3651			●		
ふくちやま協立診療所 通所リハビリテーションきずな	620-0807 字土1番地	45-8722		●			
日新デイサービスセンター	620-0859 桔梗が丘1丁目6番地の3	20-5100	●				
リハプライド福知山	620-0000 字堀小字草木2311番地の4	45-8915	●				●
福知山市三和町高齢者生活福祉センター	620-1442 三和町千束375番地	58-3801	●				●
橘	620-1442 三和町千束824番地	58-3339			●		
デイサービスセンターみわの里	620-1424 三和町友洲79番地の132	59-2525	●				●
特別養護老人ホームみわの里短期入所	620-1424 三和町友洲79番地の132	59-2525			●		
夜久野デイサービスセンター	629-1322 夜久野町平野1030番地	38-1031	●				●
グリーンビル夜久野	629-1322 夜久野町平野1030番地	38-1031			●		
特別養護老人ホーム五十鈴荘	620-0324 大江町二俣1607番地	56-1981			●		
大江デイサービスセンター	620-0324 大江町二俣1607番地	56-1982	●				●
デイサービスセンターかなや三丁目	620-0303 大江町金屋724番地	56-5000	●				●

■在宅 訪問系(市内のみなし事業所)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ
いづち医院	620-0932 字篠尾995番地	22-5358			●	●
岩坪医院	620-0866 前田新町182番地	27-7933			●	●
土佐医院	620-0053 字天田154番地の2	23-6115			●	
竹下医院	620-0045 字天田193番地の2	22-2675			●	●
富阪眼科医院	620-0045 字天田小字犬丸237番地の2	22-3262			●	●
京都ルネス病院	620-0054 末広町4丁目13番地	22-3550				●
福知山市民病院 大江分院	620-0301 大江町河守180番地	56-0138				●
渡辺病院	620-0913 牧1616番地1	33-2260				●
市立福知山市民病院	620-8505 厚中町231番地	22-2101				●

※みなし事業所とは、医療法や老人福祉法、老人保健法により、介護保険施行前にすでに認可や指定を受けている事業者が行うサービスについては、指定居宅サービス事業者の申請をせずとも、指定を受けたものとみなすことをいう。

■生活環境を整えるサービス(予防サービス含む)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
石坪	620-0055 篠尾新町2丁目88番地	22-4181	●	●
三笑堂福知山営業所	620-0867 字前田43番地の14	20-3410	●	●
コスモライフ北京都	620-0933 東羽合町173番地	25-1877 フリーダイヤル 0120-70-2948	●	●
ダスキンヘルスレント福知山ステーション	620-0062 和久市町195番地	45-3735	●	●

事業所一覧

■施設サービス

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設
特別養護老人ホームにれの木園	620-0000 字天田14番地の2	24-1015	●		
老人保健施設さくら苑	620-0879 字堀3374番地	22-2120		●	
松本病院	620-0856 土師宮町2丁目173番地	27-1588			●
老人保健施設第一緑風苑	620-0856 土師宮町2丁目173番地	27-6100		●	
特別養護老人ホーム三愛荘	620-0017 字猪崎25番地の1	23-1436	●		
特別養護老人ホーム豊の郷	620-0952 字大門900番地	23-4072	●		
サンヒルズ紫豊館	620-0962 字榎原180番地の2	34-0557	●		
岩戸ホーム	620-0984 字猪野々31番地の1	33-3155	●		
特別養護老人ホーム六人部晴風	620-0836 字大内3173番地の1	20-2750	●		
特別養護老人ホームみわの里	620-1424 三和町友淵79番地の132	59-2525	●		
特別養護老人ホームグリーンビラ夜久野	629-1322 夜久野町平野1030番地	38-1031	●		
特別養護老人ホーム五十鈴荘	620-0324 大江町二俣1607番地	56-1981	●		

■施設に入っている人へのサービス(予防サービス含む)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	生活介護 特定施設 入居者
メゾンパルテール福知山	620-0041 字天田107番地の1	22-3677	●
三愛荘	620-0017 字猪崎25番地の1	23-1436	●

●各事業所(施設)は令和5年1月現在の福知山市内の事業所(施設)を掲載しています。事業所によりサービス内容に変更がある場合もありますのでご注意ください。また、このほかにも、医療機関による訪問看護や、訪問リハビリ、医療機関、薬局による居宅療養管理指導が受けられる場合がありますので、医療機関等にお尋ねください。

●住宅改修については、事業所指定制度がありませんので記載しておりません。

●福知山市外の事業所でもサービスを受けることができます。

福知山市内の 地域密着型サービス事業所

■地域密着型サービス事業所(予防サービス含む)

※順不同

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特定養老入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護
厚ニコニコハウス りんご村	620-0056 厚中町200番地	23-1511	●							
駅南ニコニコハウス りんご村	620-0940 駅南町2丁目270番地	23-5252	●							
ニコニコハウス りんご村	620-0913 牧250番地の5	33-3770	●							
小規模多機能居宅介護事業 おとなせ	620-0017 字猪崎754番地の53	23-8222			●					
デイサービスセンター庵	620-0017 字猪崎25番地の1	25-5577	●							
えるむ デイサービス	620-0947 旭が丘92番地の2	45-3652	●							
グループホーム えるむ	620-0947 旭が丘92番地の2	45-3652		●						
特別養護老人ホーム えるむ	620-0947 旭が丘92番地の2	45-3651				●				
土ニコニコハウス りんご村	620-0808 字土60番地	20-2515	●							
土ニコニコハウス にっこり村	620-0808 字土60番地	20-2520			●					
今安ニコニコハウス にっこり村	620-0953 今安1004番地の1	25-2520			●					
今安ニコニコハウス	620-0953 今安1004番地の1	25-2520	●							
グループホーム とだ	620-0801 字戸田82番地	20-1788		●						
ケアハウスとだ	620-0801 字戸田1156番地	20-2111					●			
あんしんケアコールセンター24	620-0984 字猪野々31番地の1 620-0962 字榎原180番地の2	33-3155							●	
あっとホーム らく楽	620-0987 鴨野町57番地	33-0250			●					
こもれび	620-0846 字長田785番地	27-6508			●					
グループホーム 風花	620-0212 字行積141番地	36-0255	●							
介護老人福祉施設 きらら	620-0212 字行積141番地	36-0255					●			
にれの木園デイサービスセンター (令和5年4月より休止)	620-0000 字天田14番地の2	24-0189								●
南風デイサービスセンター	620-0940 駅南町2丁目265番地	22-3306								●
リハビリデイサービス たけのこ福知山店	620-0055 篠尾新町2丁目85	22-8900								●
茶話本舗デイサービス 花信風おさだ	620-0842 字長田南1900番地6	45-8311								●
デイサービス プラトー	620-0855 土師新町2丁目 86番地の2	20-1077								●
フィットネス型デイサービス えむずケア	620-0055 篠尾新町1丁目 75番地	24-3939								●

事業所一覧

事業所名	所在地 (福知山市)	電話番号 市外局番 (0773)	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護	地域密着型通所介護
グループホーム すこやかなの家	620-1424 三和町友渕 79番地の132	59-2525	●							
福知山市社会福祉協議会 三和支所 グループデイホーム	620-1442 三和町千束 66番地の6	59-2025	●							
橘	620-1442 三和町千束824番地	58-3339				●				
ひだまりデイサービスセンター	629-1322 夜久野町平野834番地	38-1125	●							
ハートケアデイサービスセンター	629-1304 夜久野町額田 1394番地の1	37-0063	●							
でいけあほーむ かなや三丁目	620-0303 大江町金屋724番地	56-5000	●							
ぐるーぷほーむ 森の家	629-1321 夜久野町直見4番地の7	38-2525	●							

- 各事業所は令和5年4月現在の福知山市内の地域密着型サービス事業所をあげています。
- 地域密着型サービスの利用は原則として、福知山市民で福知山市の被保険者の人に限ります。
- 地域密着型サービス事業所は増減することがあります。最新の事業所の情報は、市の高齢者福祉課に確認ください。
(☎0773-24-7013)

福知山市市民憲章 「幸せを生きる」

わたしたちは、ふるさと福知山を
“しあわせの舞台”にします。

水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。
生き生きとして、伸び伸びとしたふるさつをつくります。

わたしたちは、ひとりひとりの中に
人生を自由で美しいものにする力を持っています。

そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び
共に幸せを生きます。

広告欄

私たちの背骨は **人助け** です。

医療と福祉の **石坪**

0773 22-4780

フレッシュバザール
篠尾新町店様前

<http://www.ishitsubo.co.jp>



衛生環境を整える
DUSKIN
介護用品・福祉用具のレンタルと販売

**ダスキンヘルスレント
福知山ステーション**

〒620-0062 福知山市和久市町195番地

0773-45-3735

<https://healthrent.duskin.jp/>



みなさまの笑顔とともに **90年** 

住宅
改修

介護
用品

福祉
用具

三笑堂

福知山市字前田小字池部43番14
0773-20-3410

福知山市では、財源確保策の一環として、印刷物や公共施設等を広告媒体として提供する事業を行っています。市民の皆様の大切な資産を活用することで得られた広告収入は、市民の財源として有効に役立てられます。

問い合わせ先

福知山市福祉保健部高齢者福祉課

〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 (1階11番の窓口)
電話 0773-24-7013・7072 (直通) FAX 0773-23-6537 (代表)